

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年8月22日

沖縄県知事 玉城 康裕

(公印省略)

1 業務概要

- (1) 業務の名称 公立沖縄北部医療センター用地に係る不動産鑑定評価業務
- (2) 業務内容 本業務は、公立沖縄北部医療センターの建設予定地となっている沖縄県有地の売払いに当たって、当該土地の適正な価格を算定する必要があることから、不動産鑑定士に不動産鑑定業務を委託するものである。
鑑定評価土地：57筆
105,585㎡
- (3) 履行期限 令和6年12月13日(金)
- (4) 入札方式 一般競争入札(紙入札のみ)

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年7月16日法律第152号)(以下「不動産鑑定法」という。)第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (3) 令和元年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した沖縄県内での地価公示法(昭和44年法律第49号)第2条第1項の規定に基づく、標準地の鑑定評価又は国土利用法施行令(昭和49年政令387号)第9条の規定に基づく、基準地の鑑定評価の実績を有する不動産鑑定業者であること。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

- (5) 次のアからエに示す基準をすべて満たす不動産鑑定士が担当すること。
- ア 不動産鑑定法第4条及び第15条に基づく不動産鑑定士であること。
 - イ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。
 - ウ 令和元年4月1日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した沖縄県内の鑑定評価の実績を有すること。
 - エ 令和元年4月1日から入札公告日までに、10万m²を超える一団の土地の鑑定評価業務の実績を有すること。
- (6) 不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、不動産鑑定法第40条に規定する懲戒処分の間中ではないこと。
- (7) 不動産鑑定法第41条の規定に該当する期間中ではないこと。
- (8) 沖縄県本島内に事務所を設けている者であること。
- (9) 暴力団関係業者の排除
- ア 都道府県警察から暴力団関係業者として地方公共団体が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として地方公共団体が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

3 入札手続等

(1) 担当部署

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁舎4階
沖縄県保健医療介護部医療政策課
電話：098-866-2111 FAX：098-866-2714

(2) 本案件は、入札及び資料提出等を紙入札方式により実施するものである。

(3) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年8月22日（木）から令和6年9月10日（火）まで

イ 交付場所

沖縄県ホームページの公募・入札発注情報ページ

(<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/index.html>)

にて、電子データで交付する。

(4) 競争参加資格確認書類の提出

ア 入札説明書で示した書類、資料の写しを3(1)に示した担当部署へ電送、郵送又は持参すること。

イ 提出期限は、令和6年9月4日(水)

なお、持参の場合は、平日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は正午まで。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(5) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年9月10日(火)午前9時50分まで

イ 提出場所 3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出を行う。

郵便入札については、3(1)に示した担当部署宛てに電話連絡の上、書留郵便にて郵送すること

(6) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和6年9月10日(火)午前10時00分

イ 開札場所 沖縄県庁4階 第3会議室

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金

入札保証金の率は、見積もる契約金額の100分の5以上とする。ただし、沖縄県財務規則第100条第2項の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財

務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

ア 沖縄県財務規則第123条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ 沖縄県北部医療組合が発注する「公立沖縄北部医療センター用地に係る不動産鑑定評価業務」を先に改札し落札者となったものは、本業務の落札者になれないものとする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ

(8) 都道府県警察から暴力団関係業者として地方公共団体が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(9) 詳細は入札説明書による。